

建築士会 トータルサポート

(団体総合生活補償保険) (団体長期障害所得補償保険)

団体
割引 **20%**

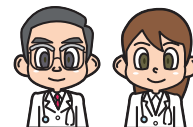
POINT!

1 病気やケガで長期間にわたり働けなくなったら…
「長期収入サポート制度」に、単独で加入できます。
さらに、精神障害による就業障害も補償できるタイプをご用意しています。

2 女性特有のがんに対する備えも安心です。



3 無料でご利用いただくことができる
3つのサービスをご用意しています。



「生活安心サポート」「医療カウンセリングサービス」「健康安心サポート」
健康維持に役立つ情報提供や病気に関するご相談などで、皆さまの健康生活をしっかりとサポートします!

4 幅広い生活習慣病にも対応するオプション
八大疾病一時金を病気基本にセットできます!

5 法人契約の場合、全額損金扱いが可能です。

法人が契約者として、従業員全員(事業主・役員を含みます)のために
負担する保険料は、全額が損金扱いとなります。

6 掛金はWEBで簡単に計算できます。



建築士会トータルサポートWEBサイトのご案内



▼詳しくはこちら

建築士会 保険

検索



(2024年8月20日より
閲覧可能予定です)



フリーコールをご用意しています。
お気軽にご相談ください。

〈取扱代理店〉株式会社エイアイシー

TEL 0120-922-406

建築士会トータルサポートなら、ニ

STEP
1

3つの基本プランの中から
お好きな補償を選択してください（複数選択可）

トータル
サポート
基本プラン

ケガの補償 P3

① **ケガ基本**（ケガによる死亡・後遺障害・入院・手術）



病気の補償 P4

② **病気基本**（入院・手術・放射線治療）



がんの補償 P4

③ **がん基本**（入院・手術・放射線治療・診断）

④ **がん基本+がん通院+がん先進医療**に対する備え

⑤ **がん基本+女性がん**に対する備え

⑥ **がん基本+がん通院+がん先進医療+女性がん**に対する備え



STEP
2

お好きなオプションを選択してください（複数選択可）

選べる
オプション



⑦ ケガの通院補償

①ケガ基本にのみ
セットできます



P5

⑨ 八大疾病一時金

P6

⑧ 日常生活賠償 の補償



P5

⑩ 短期収入 サポート



P6

長期収入
サポート
制度

働けない時の備え P11

最長70才まで所得を補償

⑪ 免責期間
30日タイプ

⑫ 免責期間
90日タイプ

⑬ 免責期間
372日タイプ



単独でも
ご加入
できます



STEP
3

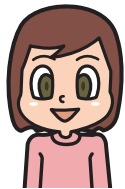
保険料計算は13ページへ

一ズにあわせた設計が可能です!

建築士会トータルサポート おすすめ加入例

おすすめプラン 1 ①ケガ(P.3)・⑩短期収入サポート(P.6)の補償重視プラン

ケガによる入・通院、手術の場合や、最悪ケガによりお亡くなりになったり、治療の結果、後遺障害となった場合の補償です。また、ケガにより業務ができなかった場合の所得補償を組み合わせることで、安心して療養に専念するためのパッケージです。



建築 はな子さん(45才)の保険料例 (短期収入サポートは年令により保険料が異なります)

	タイプ名	補償内容	月額保険料
①ケガ基本	C	死亡: 500万円 後遺障害: 20~500万円 入院: 日額 5,000円 手術: 入院中の手術5万円/入院中以外の手術 2.5万円	920円
⑦ケガの通院補償	11	日額 2,000円	540円
⑩短期収入サポート	L	月額 30万円	4,260円

建築 はなこさんの事故による保険金支払例

合計保険料 **5,720円**

運動中転倒して左足を骨折。1週間入院して手術をした。退院後通院治療で完治(通院は20日)。仕事は事故から60日間休業。

- 入院保険金(日額5,000円×7日間入院) ⇒ 35,000円
- 手術保険金(入院中の手術) ⇒ 50,000円
- 通院保険金(日額2,000円×通院日数20日) ⇒ 40,000円
- 所得補償保険金(免責日数7日を差し引いた53日) ⇒ 530,000円

保険金受取額
合計 **655,000円**

おすすめプラン 2 ②病気(P.4)・⑩短期収入サポート(P.6)の補償重視プラン

病気による入院・手術の場合や、八大疾病に罹患した際に一時金をお支払いする補償です。また、病気により業務ができなかった場合の所得補償を組み合わせることで、安心して療養に専念するためのパッケージです。



建築 太郎さん(52才)の保険料例 (短期収入サポートは年令により保険料が異なります)

	タイプ名	補償内容	月額保険料
②病気基本	F	入院: 日額 5,000円 手術: 入院中の手術5万円/入院中以外の手術 2.5万円	1,100円
⑨八大疾病一時金	15	一時金 50万円	890円
⑩短期収入サポート	P	月額 30万円	4,680円

建築 太郎さんの事故による保険金支払例

合計保険料 **6,670円**

早期がん発見により10日入院して手術をした。仕事は事故から90日間休業。

- 入院保険金(日額5,000円×10日間入院) ⇒ 50,000円
- 手術保険金(入院中の手術) ⇒ 50,000円
- 八大疾病一時金 ⇒ 500,000円
- 所得補償保険金(免責日数7日を差し引いた83日) ⇒ 830,000円

保険金受取額
合計 **1,430,000円**

長期間働けなくなったときの所得の備えとして

「長期収入サポート制度」加入もおすすめします!

トータルサポート 基本プラン 1つ以上選択必須

(傷害補償(MS&AD型)特約・疾病補償特約・がん補償特約・所得補償特約セット団体総合生活補償保険)

本保険の特色

ご自身のライフスタイルにあわせて 保険の設計ができます!

さらにオプションもご用意しましたので、必要な補償を必要な分だけ選択できます!

※基本プランと、お好きなオプションあわせて最大6つまで選択いただけます!

▼「被保険者(補償の対象となる方)ご本人」とは、以下からお選びいただいた方となります

- ①会員および会員の役員・従業員または賛助会員(同業種法人に限る)の役員・従業員本人
- ②本人の配偶者
- ③本人の子ども、両親および兄弟姉妹
- ④本人と同居している親族および使用人

① ケガの補償

保険料はP7を
ご確認ください。

■被保険者(補償の対象となる方)の**急激かつ偶然な外来の事故**によって、被ったケガに対して保険金をお支払いします。

POINT

- 1 国内外問わず
24時間補償!
- 2 短期入院も安心!
日帰り入院から補償します!
- 3 天災にも対応!
地震・噴火・津波によるケガも
補償します!
- 4 79才まで
加入OK!

ケガ死亡・後遺障害

<傷害死亡保険金>
<傷害後遺障害保険金>

事故の日から180日以内に死亡した場合、後遺障害が発生した場合に、**傷害死亡・後遺障害保険金額**をお支払いします。



ケガ入院

<傷害入院保険金>

ケガの治療を目的として入院したとき、1日につき**傷害入院保険金日額**をお支払いします。
1事故につき、最大180日が限度



ケガ手術

<傷害手術保険金>

ケガの治療のため手術保険金支払対象期間内に手術を受けたとき、**傷害手術保険金**をお支払いします。



※日帰り手術・入院を伴わない手術も補償します。

※手術を複数回受けた場合等についてはお支払いの限度があります。

国内外

24時間
365日

天災補償
あり

国内・海外を問わず、お仕事や日常生活・レジャー中におけるさまざまな事故によるケガを補償します。(天災危険補償特約セット)
旅行やゴルフプレー中でも安心! 地震・噴火・津波によるケガも補償します。



お仕事中のケガ



地震など天災によるケガ



交通事故でのケガ



日常生活のケガ



スポーツ中のケガ



火事によるケガ

補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

② 病気の補償

保険料はP7を
ご確認ください。

POINT

- 1 短期入院も安心!**
日帰り入院から補償します!
- 2 医師の診査不要!**
健康状態を告知いただくことで
加入ができます。
医師の診査は必要ありません!
- 3 79才まで加入OK!**

■被保険者(補償の対象となる方)が**病気**により入院した場合や手術を受けた場合などを補償します。

病気入院 <疾病入院保険金>

病気の治療を目的として入院したとき、
1日につき**疾病入院保険金日額**を
お支払いします。
**1回の入院につき、
最大120日が限度**



病気手術・ 放射線治療 <疾病手術保険金> <疾病放射線治療保険金>

病気で所定の手術、放射線治療を受けたとき、**疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金**をお支払いします。



※日帰り手術・入院を伴わない手術も補償します。
※手術、放射線治療を複数回受けた場合等についてはお支払いの限度があります。

ケガの補償

病気の補償

がんの補償

オプション

保険料

長期収入サポート制度

③ ④ 女性向け ⑤ ⑥

がんの補償

保険料はP8を
ご確認ください。

POINT

- 1 短期入院も安心!**
日帰り入院から補償します!
- 2 がん診断保険金は
2年超経過後の
再発もお支払い!**
※がんと診断確定された日からその日
を含めて2年を経過した後の再発が
対象となります。
- 3 医師の診査不要!**
健康状態を告知いただくことで
加入ができます。
医師の診査は必要ありません!
- 4 79才まで加入OK!**

がん診断保険金 <がん診断保険金>

がんと診断確定されたとき、
一時金として
がん診断保険金を
お支払いします。



※上皮内新生物も対象となります。「(上皮内新生物)とは、がんが粘膜の一番上の上皮内にとどまっている、ごく初期段階のがんのことをいいます。)

がん入院 <がん入院保険金>

がんと診断確定され入院したとき、
1日につき**がん入院保険金日額**を
お支払いします。
支払限度日数は無制限!



がん手術・ 放射線治療 <がん手術保険金> <がん放射線治療保険金>

がんと診断確定され、所定の手術・放射線治療を受けたとき、**がん手術保険金、がん放射線治療保険金**をお支払いします。



※日帰り手術・入院を伴わない手術も補償します。
※手術、放射線治療を複数回受けた場合等についてはお支払いの限度があります。

がん通院 <がん通院保険金>

がんと診断確定され入院し、退院後にがんの治療で通院したとき1日につき**がん通院保険金日額**をお支払いします。
最大45日が限度

女性特定がん

<特定がん入院保険金>
<特定がん手術保険金>
<特定がん放射線治療保険金>
<乳房治療見舞金>

特定がんと診断確定され入院・手術・放射線治療・乳房切断術を受けたとき**所定の保険金額**をお支払いします。

※「特定がん」とは女性の乳房、子宮、胎盤、卵巣等のがんをいいます。
※乳房切断術とは、乳頭部、乳房の皮膚の一部およびすべての乳腺を切除する手術をいいます。
※手術、放射線治療を複数回受けた場合等についてはお支払いの限度があります。

がん先進医療費用

<がん先進医療費用保険金>

がんと診断確定され、そのがんの治療のため、保険期間中に先進医療を受け、その費用を負担したとき**がん先進医療費用保険金(実費)**をお支払いします。

※「先進医療」とは、将来的な保険導入のための評価が必要なものとして、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、医療技術ごとに定める施設基準に適合した病院等が届出により行うものに限られますので、対象となる医療行為、医療機関および適応症等は限定されています。

補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

⑦ ケガの通院補償

保険料はP9をご確認ください。

▶「被保険者(補償の対象となれる方)ご本人」は、基本プランで選択していただいた方ご本人となります。

① ケガ基本にのみセットできます

※ケガ入院は基本プランにセットされています。(天災危険補償特約セット)

ケガ通院
 <傷害通院保険金>

ケガの治療のため通院したとき、
 通院日数1日につき**傷害通院保険金**日額をお支払いします。
1事故につき、最大90日が限度



⑧ 日常生活賠償の補償

保険料はP9をご確認ください。

住宅の所有・使用または管理における偶然な事故もしくは日常生活における偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人のものに損害を与えた場合、または日本国内において、偶然な事故により被保険者が電車等の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することになった場合、1回の事故につき**最大1億円まで**補償します。(免責金額0円)

▶「被保険者(補償の対象となれる方)ご本人」は、基本プランで選択していただいた方をご本人とする「ご家族※」となります。

※ご家族とはご本人、ご本人の配偶者、ご本人またはご本人の配偶者の同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます)、別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子です。

被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

(注)下記事例でも、事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は保険金のお支払対象とはなりませんのでご注意ください。



自転車で
人にぶつかり
ケガをさせた



飼っている
犬が他人に
ケガをさせた



ゴルフのプレー中
誤って他人に
ケガさせた



水漏れを起こし
階下のお宅を
汚してしまった



買い物中、
誤って
商品を壊した



誤って線路へ立ち入り、
安全確認のため電車を
運行不能にさせた
(国内のみ)

示談交渉 サービス付

示談交渉サービスとは引受保険会社が引受保険会社の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービスです。(日本国内で発生した事故のみ)

(注)日本国外で発生した事故のほか、相手の方が引受保険会社と直接折衝することに同意しない場合や、被保険者が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒まれた場合などには、引受保険会社は相手の方との示談交渉はできませんのでご了承ください。

話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

⑨ 八大疾病一時金

保険料はP9を
ご確認ください。

▶「被保険者(補償の対象となれる方)ご本人」は、基本プランで選択していただいた方ご本人となります。

② 病気基本にのみセットできます

八大疾病一時金

<八大疾病一時金補償特約>

がん・急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎を発病し、所定の手術や症状の診断がされた場合に一時金(50万円)をお支払いします。

がんは2年超経過後の再発もお支払い! その他は通算して1回のお支払いとなります。

(注)糖尿病は、糖尿病性網膜症または糖尿病性壊疽と診断された場合、高血圧性疾患は、大動脈瘤解離または大動脈瘤と診断された場合をいいます。

⑩ 短期収入サポート

保険料はP10を
ご確認ください。

■被保険者(補償の対象となる方)の**病気やケガ**による就業不能に伴う収入減を最長1年間補償します。

▶「被保険者(補償の対象となれる方)ご本人」は、基本プランで選択していただいた方ご本人となります。
(注)ただし、有職者に限ります。

所得補償

<所得補償保険金>



事故によるケガまたは病気のために身体障害が発生し、就業不能となった場合に所得補償保険金をお支払いします。

●免責期間は7日間。8日目から補償します。 ●最長1年間まで補償

就業不能とは…

被保険者が身体障害(*)を被り、次のいずれかの事由により加入者証に記載された職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者が身体障害に起因して死亡した後もしくは身体障害が治癒した後は、就業不能とはいいません。

- (1) その身体障害の治療のため、入院していること。
- (2) 上記(1)以外で、その身体障害につき、医師の治療を受けていること。

*身体障害とは、急激かつ偶然な外来の事故によるケガと病気をあわせて身体障害といたします。

【制度イメージ図】(L、Pタイプの場合)



補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

P13ページの保険料計算シートを使いながら、タイプをお決めください。

① ケガの補償 | 補償内容と月払保険料

団体割引20%適用、天災危険補償特約セット、傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数:180日、免責期間:0日

タイプ名	A	B	C	D	E
傷害死亡保険金額	200万円	300万円	500万円	1,000万円	2,000万円
傷害後遺障害保険金額	後遺障害の程度に応じて 8~200万円	後遺障害の程度に応じて 12~300万円	後遺障害の程度に応じて 20~500万円	後遺障害の程度に応じて 40~1,000万円	後遺障害の程度に応じて 80~2,000万円
傷害入院保険金日額	5,000円				
傷害手術保険金	入院中: 傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外: 傷害入院保険金日額の5倍				
月払保険料	580円	690円	920円	1,510円	2,660円

※満79才までご加入いただけます。

② 病気の補償 | 補償内容と月払保険料

団体割引20%適用、特定精神障害補償特約自動セット、疾病入院保険金支払対象期間:1,095日、支払限度日数:120日、免責期間:0日

タイプ名		F	G
疾病入院保険金日額		5,000円	1万円
疾病手術保険金額	入院中	5万円	10万円
	入院中以外	2.5万円	5万円
疾病放射線治療保険金額		5万円	10万円
年令別月払保険料	15才~19才	230円	450円
	20才~24才	290円	590円
	25才~29才	450円	910円
	30才~34才	580円	1,150円
	35才~39才	610円	1,220円
	40才~44才	610円	1,210円
	45才~49才	760円	1,520円
	50才~54才	1,100円	2,210円
	55才~59才	1,580円	3,160円
	60才~64才	2,350円	4,710円
	65才~69才	3,350円	6,690円
	70才~74才	5,270円	10,540円
75才~79才	8,580円	17,160円	

※保険料は、2024年10月1日時点の満年令で計算します。ただし、次年度以降の継続時、上記の年令区分に応じて保険料は変更となる場合がございます。
※満79才までご加入いただけます。

③

④

女性
向け

⑤

⑥

がんの補償 | 補償内容と月払保険料

団体割引20%適用、がん入院保険金支払対象期間:無制限、免責期間:0日、がん通院保険金支払対象期間:180日、支払限度日数:45日

タイプ名		③ がん基本	
		H	I
がん入院保険金日額		5,000円	1万円
がん手術保険金額	入院中	5万円	10万円
	入院中以外	2.5万円	5万円
がん放射線治療保険金額		5万円	10万円
がん診断保険金額		100万円	100万円
年齢別月払保険料	15才~19才	90円	110円
	20才~24才	120円	150円
	25才~29才	160円	180円
	30才~34才	210円	250円
	35才~39才	350円	430円
	40才~44才	650円	760円
	45才~49才	1,140円	1,340円
	50才~54才	1,790円	2,120円
	55才~59才	2,850円	3,330円
	60才~64才	4,020円	4,730円
	65才~69才	5,760円	6,760円
	70才~74才	7,340円	8,710円
75才~79才	8,000円	9,520円	

タイプ名		④ がん基本+がん通院+先進医療	⑤ がん基本+女性がん	⑥ がん基本+がん通院+先進医療+女性がん
		IS	IW (女性のみ)	IQ (女性のみ)
がん入院保険金日額		1万円	1万円	1万円
がん手術保険金額	入院中	10万円	10万円	10万円
	入院中以外	5万円	5万円	5万円
がん放射線治療保険金額		10万円	10万円	10万円
がん診断保険金額		100万円	100万円	100万円
女性 特定がん	特定がん入院保険金日額	—	1万円	1万円
	特定がん手術 保険金額	入院中	—	10万円
		入院中以外	—	5万円
	特定がん放射線治療保険金額	—	10万円	10万円
乳房治療見舞金額		—	100万円	100万円
がん通院・ がん先進医療費用	がん通院保険金日額	5,000円	—	5,000円
	がん先進医療費用保険金額	100万円	—	100万円
年齢別月払保険料	15才~19才	130円	360円	380円
	20才~24才	170円	400円	420円
	25才~29才	200円	430円	450円
	30才~34才	270円	500円	520円
	35才~39才	450円	710円	730円
	40才~44才	790円	1,080円	1,110円
	45才~49才	1,400円	1,730円	1,790円
	50才~54才	2,190円	2,580円	2,650円
	55才~59才	3,460円	3,780円	3,910円
	60才~64才	4,920円	5,200円	5,390円
	65才~69才	7,040円	7,210円	7,490円
	70才~74才	9,160円	9,160円	9,610円
75才~79才	10,040円	9,900円	10,420円	

※保険料は、2024年10月1日時点の満年齢で計算します。ただし、次年度以降の継続時、上記の年齢区分に応じて保険料は変更となる場合がございます。
※満79才までご加入いただけます。

ケガの補償

病気の補償

がんの補償

オプション

保険料

長期収入サポート制度

P13ページの保険料計算シートを使いながら、タイプをお決めください。

⑦ ケガの通院補償 | 補償内容と月払保険料

団体割引20%適用、天災危険補償特約セット、傷害通院保険金支払対象期間:180日、支払限度日数:90日、免責期間:0日

基本プラン	① ケガ基本にのみセットできます
オプションタイプ名	11
傷害通院保険金日額	天災危険補償特約あり
	2,000円
月払保険料	540円

⑧ 日常生活賠償の補償 | 補償内容と月払保険料

団体割引20%適用

基本プラン	① ケガ基本 ② 病気基本 ③④⑤⑥ がん基本
オプションタイプ名	13
日常生活賠償保険金額	1億円 (免責金額0円)
月払保険料	120円

⑨ 八大疾病一時金 | 補償内容と月払保険料

団体割引20%適用

基本プラン	② 病気基本にのみセットできます				
オプションタイプ名	15				
八大疾病一時金額	50万円				
年令別月払保険料	15才~19才	110円	年令別月払保険料	50才~54才	890円
	20才~24才	110円		55才~59才	1,390円
	25才~29才	110円		60才~64才	2,210円
	30才~34才	110円		65才~69才	3,230円
	35才~39才	210円		70才~74才	4,350円
	40才~44才	360円		75才~79才	5,770円
	45才~49才	600円			

※保険料は、2024年10月1日時点の満年令で計算します。ただし、次年度以降の継続時、上記の年令区分に応じて保険料は変更となる場合がございます。
※満79才までご加入いただけます。

⑩ 短期収入サポート | 補償内容と月払保険料

保険金額の設定方法はP13をご確認ください。

◆ 選択した基本プランに合わせて下記からタイプをお選びください

団体割引20%適用、所得補償特約(てん補期間1年・免責期間7日)、骨髄採取手術に伴う入院補償特約(所得補償特約用)セット、天災危険補償特約(所得補償特約用)セット(J、K、L、Mタイプ)

基本プラン		① ケガ基本を選択した方はこちら			
オプションタイプ名		J	K	L	M
所得補償保険金額 (月額)		天災危険補償特約(所得補償特約用)あり			
		10万円	20万円	30万円	50万円
年令別月払保険料	15才～19才	380円	760円	1,140円	1,900円
	20才～24才	560円	1,120円	1,680円	2,800円
	25才～29才	620円	1,240円	1,860円	3,100円
	30才～34才	770円	1,540円	2,310円	3,850円
	35才～39才	960円	1,920円	2,880円	4,800円
	40才～44才	1,190円	2,380円	3,570円	5,950円
	45才～49才	1,420円	2,840円	4,260円	7,100円
	50才～54才	1,640円	3,280円	4,920円	8,200円
	55才～59才	1,760円	3,520円	5,280円	8,800円
	60才～64才	1,840円	3,680円	5,520円	9,200円
	65才～69才	2,210円	4,420円	6,630円	11,050円
	70才～74才	3,680円	7,360円	11,040円	18,400円
75才～79才	5,510円	11,020円	16,530円	27,550円	

基本プラン		① ケガ基本を選択していない方はこちら			
オプションタイプ名		N	O	P	Q
所得補償保険金額 (月額)		天災危険補償特約(所得補償特約用)なし			
		10万円	20万円	30万円	50万円
年令別月払保険料	15才～19才	360円	720円	1,080円	1,800円
	20才～24才	530円	1,060円	1,590円	2,650円
	25才～29才	590円	1,180円	1,770円	2,950円
	30才～34才	730円	1,460円	2,190円	3,650円
	35才～39才	910円	1,820円	2,730円	4,550円
	40才～44才	1,130円	2,260円	3,390円	5,650円
	45才～49才	1,350円	2,700円	4,050円	6,750円
	50才～54才	1,560円	3,120円	4,680円	7,800円
	55才～59才	1,670円	3,340円	5,010円	8,350円
	60才～64才	1,750円	3,500円	5,250円	8,750円
	65才～69才	2,100円	4,200円	6,300円	10,500円
	70才～74才	3,500円	7,000円	10,500円	17,500円
75才～79才	5,240円	10,480円	15,720円	26,200円	

※保険料は、2024年10月1日時点の満年齢で計算します。ただし、次年度以降の継続時、上記の年令区分に応じて保険料は変更となる場合がございます。
 ※満79才までご加入いただけます。
 ※保険料は、被保険者(補償の対象となる方)の職種級別によって異なります。上記の保険料は職種級別1級(建築家・設計技師を含む設計技術者、一般事務従事者など)の場合となります。建設作業(土木作業、大工、とび工)については職種級別1級以外となります。職種級別についてご不明な点および1級以外の保険料については取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
 1級…会社事務員、建築家、設計技師をふくむ設計技術者など 2級…飲食品製造業者など 3級…建設・土木作業、大工、左官など 4級…とび工、大工(高所、橋りょうなど大規模な作業に従事する方)など (注)職種級別1級以外の方については取扱代理店へお問い合わせください。
 ※告知していた職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
 ※所得補償保険金のお支払いに際し被保険者の平均月間所得額を上回っている場合には、その上回った部分はお支払いの対象とはなりません。所得補償(月額)30万円超のタイプをご選択されている場合、保険金請求時に所得証明書類のご提出が必要となります。平均月間所得額が、ご加入いただいているタイプの所得補償月額に満たない場合は、所得証明書類による実際の就業不能直前12か月の所得の平均月間所得額のお支払いとなります。

ケガの補償

病気の補償

がんの補償

オプション

保険料

長期収入サポート制度

長期収入サポート制度(団体長期障害所得補償保険)

P13ページの保険料計算シートを使いながら、タイプをお決めください。

⑪

免責期間30日タイプ

⑫

免責期間90日タイプ

精神障害による就業障害も補償可能!

⑬

免責期間372日タイプ

「⑩短期収入サポート」のつなぎ補償に最適!

※短期収入サポートにご加入の際には、⑬をご選択ください。

35才男性が3年間の就業障害に…

約3年間で



「長期収入サポート制度3口」加入の場合

月額 30万円 × 約3年間

=

保険金総額(予定)

約1,080万円

(注) 実際に受け取る保険金額は、就業障害の発生時期および免責期間により異なります。

長期収入サポート制度単独で加入できます!

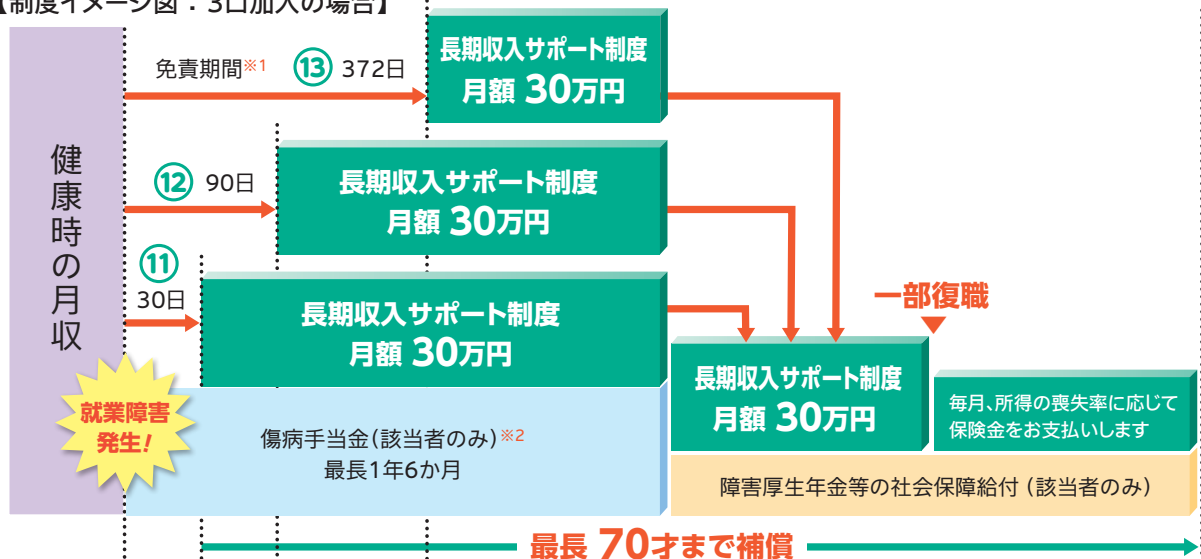
被保険者(補償の対象となれる方)の範囲はP14をご覧ください。「トータルサポート」とは条件が異なりますのでご注意ください。

最長70才まで補償が継続します!

一部復職後も、所得の減少割合に応じて補償!(所得喪失率20%超の場合)

ケガや病気により就業障害が発生し、免責期間を超えても働けない状態が続いている場合に保険金をお支払いします。

【制度イメージ図: 3口加入の場合】



※1 「免責期間」とは、「保険金のお支払い対象とならない期間」を指します。 ※2 国民健康保険には、傷病手当金制度はありません。

(注) 精神障害による就業障害のてん補期間は最長2年間となります。

補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

補償内容と月払保険料

最高
5口まで

保険金額の設定方法はP13をご確認ください。

団体割引20%適用、団体長期障害所得補償保険(てん補期間 70才に達した日まで)、天災危険補償特約セット

保険金額		1口 月額10万円					
		精神障害補償特約なし					
免責期間		⑪ 免責期間 30日		⑫ 免責期間 90日		⑬ 免責期間 372日	
タイプ名		X		Y		R	
性別		男性	女性	男性	女性	男性	女性
年令別月払保険料	15才～24才	1,316円	872円	788円	510円	644円	441円
	25才～29才	1,508円	1,211円	824円	675円	676円	584円
	30才～34才	1,790円	1,722円	895円	918円	746円	788円
	35才～39才	2,270円	2,551円	1,161円	1,426円	938円	1,194円
	40才～44才	3,184円	3,902円	1,770円	2,377円	1,456円	1,997円
	45才～49才	4,595円	5,576円	2,762円	3,657円	2,260円	3,054円
	50才～54才	5,867円	6,700円	4,149円	5,101円	3,586円	4,489円
	55才～59才	7,349円	7,548円	6,049円	6,585円	5,070円	5,579円
	60才～64才	8,235円	7,511円	7,731円	7,299円	5,773円	5,472円
65才～69才	6,097円	5,114円	6,097円	5,114円	4,914円	4,183円	

保険金額		1口 月額10万円					
		精神障害補償特約あり					
免責期間		⑪ 免責期間 30日		⑫ 免責期間 90日		⑬ 免責期間 372日	
タイプ名		XS		YS		RS	
性別		男性	女性	男性	女性	男性	女性
年令別月払保険料	15才～24才	1,444円	953円	892円	579円	702円	475円
	25才～29才	1,671円	1,316円	951円	757円	757円	630円
	30才～34才	2,115円	1,919円	1,162円	1,080円	908円	891円
	35才～39才	2,723円	2,830円	1,531円	1,646円	1,169円	1,332円
	40才～44才	3,740円	4,238円	2,222円	2,655円	1,733円	2,170円
	45才～49才	5,245円	5,981円	3,284円	3,981円	2,583円	3,250円
	50才～54才	6,550円	7,141円	4,693円	5,449円	3,932円	4,708円
	55才～59才	8,033円	8,000円	6,606円	6,956円	5,416円	5,809円
	60才～64才	8,850円	7,986円	8,229円	7,681円	6,084円	5,714円
65才～69才	6,607円	5,600円	6,502円	5,508円	5,168円	4,425円	

※保険料は、2024年10月1日時点の満年令で計算します。ただし、次年度以降の継続時、上記の年令区分に応じてお支払いいただく保険料は変更となる場合があります。
 ※てん補期間は70才に達した日まで(注)、または3年間のいずれか長い期間となります。(注)70才に達した日とは、70才の誕生日の前日をいいます。
 ※精神障害による就業障害のてん補期間は最長2年間となります。

就業障害とは…

被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。てん補期間開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であることをいいます。免責期間中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

ケガの補償

病気の補償

がんの補償

オプション

保険料

長期収入サポート制度

保険料計算シート

ご加入のタイプ名(口数)・保険料を記入し、求めた合計保険料に制度運営費を加算した額が、1か月分の掛金となります。

トータルサポート

		タイプ名	月払保険料
基本プラン (P7, P8)	ケガ	①ケガ基本	円
	病気	②病気基本	円
	がん	③がん基本	円
		④がん基本+がん通院+がん先進医療	円
		⑤がん基本+女性がん	円
		⑥がん基本+がん通院+がん先進医療+女性がん	円
		基本合計 A	円
オプション (P9, P10)	⑦ケガの通院補償(ケガのみセット可)	円	
	⑧日常生活賠償の補償	円	
	⑨八大疾病一時金(病気のみセット可)	円	
	⑩短期収入サポート	円	
		オプション合計 B	円

長期収入サポート制度

		タイプ名	口数	月払保険料
(P12)	⑪免責期間30日タイプ		口	円
	⑫免責期間90日タイプ		口	円
	⑬免責期間372日タイプ		口	円
		長期収入サポート制度合計 C		円

制度運営費

D 100円

月払合計掛金

A + B + C + D 円

短期・長期収入サポート 保険金額(月額)の決め方

下の式で算出された月額所得補償限度額の範囲内でお選びください。

国民健康保険 (例:個人事業主)	年間給与(事業所得)	円	÷ 12 × 70% =	月額所得補償限度額	円	例: 年収600万円の従業員の場合 600万円 ÷ 12 × 50% = 約25万円 所得補償保険金額は、25万円以下になるように入社してください。
健康保険 (例:給与所得者)		円	÷ 12 × 50% =		円	

所得とは… 職業または業務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業不能となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。

※加入タイプをお選びいただく場合、所得補償保険金額(月額)は、国民健康保険(個人事業主等)ご加入の方は、平均所得額(*)の70%の範囲内で、健康保険(給与所得者)ご加入の方は平均所得額(*)の50%の範囲内でお選びください。また他の所得(収入)補償保険にご加入の場合は、その金額を差し引いた残額の範囲内でタイプをお選びください。

※所得補償保険金額が平均月間所得額を超過する場合、平均月間所得額を超える部分は、お支払いの対象となりません。重複する所得補償保険契約等から保険金等が支払われた場合、その額を差し引いた額での保険金のお支払いとなります。短期・長期収入サポート以外のケガの補償、病気の補償、がんの補償については、他の保険契約等の補償が重複してもご選択したタイプでの保険金額でのお支払いとなります。

*平均所得額とは、お申込み直前12か月の所得の平均月間額をいいます。



Webで簡単に計算できます



左記コードより掛金計算ページへ
(2024年8月20日より閲覧可能予定です)

ご加入方法

被保険者(補償の対象となれる方)の範囲

トータルサポート	<p>現在、健康に勤務している、2024年10月1日時点の年齢が満15才から満79才までの以下に該当する方。ただし、オプションの「短期収入サポート」に加入できるのは、有職者に限ります。</p> <p>会員の方</p> <p>①会員および会員の役員・従業員本人 ②本人の配偶者 ③本人の子ども、両親および兄弟姉妹 ④本人と同居している親族および使用人</p> <p>賛助会員の方</p> <p>①賛助会員(同業種法人に限る)の役員・従業員本人 ②役員・従業員の配偶者 ③役員・従業員の子ども、両親および兄弟姉妹 ④役員・従業員と同居している親族および使用人</p>
長期収入サポート制度	<p>告知日時点で正常に勤務されている、2024年10月1日時点の年齢が満15才から満69才までの会員および会員の使用人、ならびに賛助会員(同業種法人に限る)のすべての役員および従業員。</p>

(ご注意) 建築士会を退会された場合は継続加入することができませんので、ご注意ください。

ご加入お手続きについて

新規にご加入 内容変更される方	加入申込票に必要事項をご記入、押印のうえご提出ください。
継続されない方	継続されない方は、継続加入申込票の「変更後のタイプ」欄に「継続しない」とご記入いただき押印のうえご提出ください。
継続される方	特にお申し出のない場合、前年度と同一内容にて継続扱いとさせていただきますので、加入申込票のご提出は不要です。

ご加入の手引き

■お申込み方法

「加入申込票」と「預金口座振替依頼書」をご記入、押印のうえ、日本建築士会連合会共済補償制度係まで郵送してください。

■保険期間(ご契約期間)

2024年10月1日午後4時より1年間

■申込締切日

2024年9月6日(金)
(中途加入の場合) 毎月10日

■補償開始日

加入申込みは毎月10日に締切で、20日までに初回分掛金(保険料+制度運営費)を指定銀行口座にお振込みいただければ、翌月1日午後4時より補償が開始いたします。
ただし、初年度中途加入の方は2025年10月1日午後4時までの補償となり以降1年毎の契約となります。

■制度運営費について

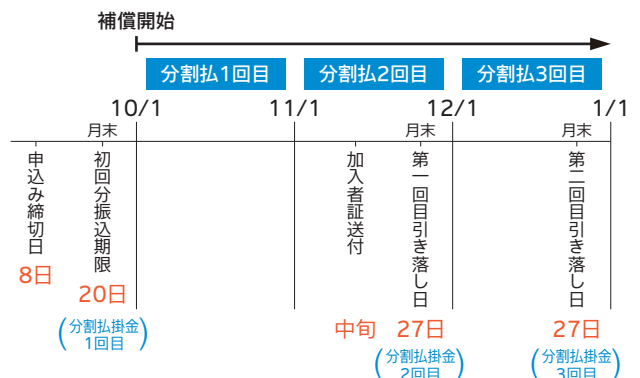
保険料とは別に被保険者1名あたり100円の制度運営費(団体制度の維持・運営のために加入者が団体に支払うもの)がかかります。

■掛金の払込方法

分割払2回目以降について掛金は毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日となります)に当月分をご指定の預金口座からお引落しさせていただきます。

■加入者証送付

手続き完了後「加入者証」をご送付します。



ご加入にあたってのご注意

■この契約について

この保険は公益社団法人日本建築士会連合会を保険契約者とし、各建築士会の会員を加入者とする団体総合生活補償保険および団体長期障害所得補償保険の団体契約です。ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者（公益社団法人日本建築士会連合会）に交付されます。

■お引受けについて

- ご加入にあたり、告知内容によりお引受けできない場合があります。
- 所得補償保険金のお支払いに際し被保険者の平均月間所得額を上回っている場合には、その上回った部分はお支払いの対象とはなりません。所得補償（月額）30万円超のタイプをご選択されている場合、保険金請求時に所得証明書類のご提出が必要となります。
平均月間所得額が、ご加入いただいているタイプの所得補償保険金額（月額）に満たない場合は、所得証明書類による実際の就業不能直前12か月の所得の平均月間所得額のお支払いとなります。
- 掛金の引落しができない場合、保険金のお支払いができないことや、途中でご契約を解除させていただくことがありますので、預金不足等が発生しないよう充分にご注意ください。
- 加入者証記載内容を変更される時は、必ず遅滞なくご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。また勤務先の退職、事業所の廃業などにより、お仕事に全く従事されていない状態になった場合は、本制度の加入資格がなくなります。
- 病気死亡は補償の対象になっておりません。
- がんの補償および八大疾病一時金オプションのがんについては、初年度契約の保険期間の開始日より前にかんと診断確定された場合またはがんと診断確定された時が、初年度契約の保険期間の開始時からその日を含めて90日（待機期間といえます）を経過した日の翌日午前0時より前であった場合は、保険金をお支払いできません。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項（職種・年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等）等によりご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

■共同保険について

【トータルサポート(傷害のみ)、長期収入サポート制度のみ】

この保険は2社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。

実際に引受けを行う保険会社、およびその分担割合は変更になる可能性があります。これらに係る確定内容を知りたい場合には、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

■自動継続について

ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時、トータルサポートは満79才、長期収入サポート制度は満69才まで保険契約の満了する日と同一内容（※）で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日時時点の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。

（※）傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合は、被保険者同意書を提出いただきます。

（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

■このパンフレットについて

このパンフレットは「団体総合生活補償保険」「団体長期障害所得補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。

また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

重要事項のご説明・お支払いする保険金のご説明・健康状態告知についてのご案内

下記コードより重要事項のご説明・お支払いする保険金のご説明・健康状態告知についてのご案内を読み込み、ご確認ください。
下記コードからご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

トータルサポート(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

重要事項のご説明



GN22D010833

お支払いする保険金および費用保険金のご説明



GN23D010037

健康状態告知についてのご案内



GN22D010755

長期収入サポート制度(団体長期障害所得補償保険)

重要事項のご説明



GN22D010831

お支払いする保険金のご説明



GN22D010838

健康状態告知についてのご案内



GN22D010757

ケガの補償 ご加入の方に

生活安心サポート

ケガの補償に加入された被保険者（補償の対象となる方）は、以下のサービスをご利用いただけます。

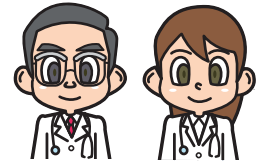


- **健康・医療ご相談**（健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供）
- **ホームヘルパーサポート**（ホームヘルパー業者のご紹介）
- **暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談**（法律のご相談／税務のご相談）

病気の補償、がんの補償 ご加入の方に

医療カウンセリングサービス＋健康安心サポート

病気の補償、がんの補償に加入された被保険者（補償の対象となる方）は、以下のサービスをご利用いただけます。



医療カウンセリングサービス

- **セカンドオピニオンのご相談** ■ **面談専門医のご紹介** ■ **“がん”粒子線治療のご相談**

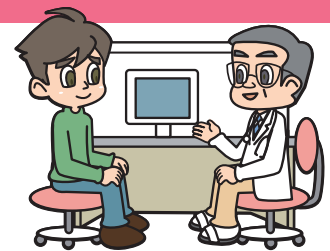
健康安心サポート

- **健康検診サービス**（人間ドック施設のご紹介／PET検診施設のご紹介）
- **健康・医療ご相談**（健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供）
- **介護安心サービス**（介護安心相談／介護に関する業者・施設情報のご提供）／認知症TESTER（テスター）
- **メンタルご相談**（メンタルヘルスのご相談）
- **暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談**（法律のご相談／税務のご相談）

長期収入サポート制度 ご加入の方に

就労支援トータルサービス

長期収入サポート制度に加入された被保険者（補償の対象となる方）は、以下のサービスをご利用いただけます。



- **メンタルご相談**（メンタル相談サポート／メンタルITサポート）
- **健康・医療・介護ご相談**（健康・医療・介護のご相談／セルフ健康診断サポート／病院情報のご提供）
- **各種手続きご相談**（税務・フィナンシャルサポート／公的給付申請サポート／福祉情報のご提供）

※サービスをご利用いただける方は被保険者（補償の対象となる方）となります。
 ※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
 ※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
 ※サービスは、保険期間終了後はご利用いただけません。
 ※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
 ※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。
 ※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証をご確認ください。
 「団体総合生活補償保険サービスガイド」「団体長期障害所得補償保険サービスガイド」をご希望の方は取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。

<お問い合わせ先>

日本建築士会連合会共済補償制度係 取扱代理店

株式会社 エイアイシー

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-3-8 麹町センタープレイス 2階

TEL : 03-6272-6206

E-mail : info@aic-agt.co.jp

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 (幹事 分担割合:82.5%)

広域法人開発部 営業課

〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19 あいおいニッセイ同和損保日本橋本社ビル

TEL : 050-3460-8162

東京海上日動火災保険株式会社 (非幹事 分担割合:17.5%)